様式 54

精神科救急入院料1又は2の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟の体制に係る要件

当該病院に常勤する精神保健指定医の氏名及び指定番号(5 名以上)						
必要な検査、CT撮影が必要に応じて実施できる体制			有	無		

2 実績に係る要件

1 #	病棟						
2 #	② 当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の診療件数						
又は	、当該圏域	における人口1万人	当たりの	時間を	ト・休日・深夜	又は 件	
の診	療件数(い	ずれも電話等再診を	除く。)			/万人	
	③ ②の ²	うち、初診患者(精神		いて遁	去3か月間に		
	当該保险	食医療機関に受診して	いない息	患者)の	件数及び②に	件	
	対する害	副合				割	
4 <u>4</u>	該病院の精	神疾患に係る時間外	休日・	深夜 <i>0</i>)入院件数	件	
又は	、当該圏域	における人口1万人	当たりの	時間外	・休日・深夜	又は 件	
の入	院件数					/万人	
	(5) (4) (<i>p</i>) ²	5ち、精神科救急情報-	センター	•精神[医療相談窓口、		
	救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市						
	の地域を	を含むものとする)、	市町村、	保健剂	f、警察、消防	割	
(救急車)からの依頼件数及び④に対する割合							
		⑥ 精神科救急情報	セン		⑦ 救急医		
		ター・精神医療相	談窓	件	療情報セ	件	
					ンター		
	⑤ の		į	Ш	9 都道府	111	
	再掲	⑧ 他の医療機関		件	県・市町村	件	
	1312	⑩ 保健所		件	⑪ 警察	件	
	⑫ 消防(救急車)		件				
③ 当該入院料を算定する全病棟の新規患者数					人		
(13)	③の再掲 ④ 措置入院 人 ⑤ 緊急措置入院				人		

	16 医療(呆護入院	人	17)	応急入院		人
	18 鑑定	入院	人	19	医療観察法入	院	人
② 当該病院の所在する都道府県等における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数						人	
14+15+16+17+0	18+19_	(a)		+(15)	+17	(b)	
(13)		9,	6	20)		%

[記載上の注意]

- 1 CT撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、有に〇をするとともに、当該連携につき確認できる資料を添付すること。
- 2 実績に係る要件の患者数は届出前1年間の患者数を記載すること。
- 3 精神科救急入院料1については、以下のいずれも満たすこと。
 - 「2の②」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が 150 件以上又は 1.87 件/ 万人以上
 - 「2の③」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が30件以上又は「2の③」の割合が2割以上
 - 「2の④」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が40件以上又は0.5件/万人以上
 - ・ 「2の⑤」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が8件以上又は「2の⑤」 の割合が2割以上
- 4 精神科救急入院料2については、以下のいずれも満たすこと。
 - 「2の②」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が 120 件以上又は 1.5 件/ 万人以上
 - 「2の③」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が25件以上又は「2の③」の割合が2割以上
 - 「2の④」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が30件以上又は0.37件/ 万人以上
 - 「2の⑤」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が6件以上又は「2の⑤」の割合が2割以上
- 5 当該入院料を算定する病棟は次の要件を満たしていることが必要である。(a)≧ 60% (b)≧25%又は、⑭+⑮+⑪≧20人
- 6 ②については、原則として当該病院の所在する都道府県における患者数を記載するものとするが、県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域における患者数を記載するとともに、当該圏域の範囲等がわかる資料を添付すること。